# 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券届出書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2018年10月12日

【会社名】 株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

 【英訳名】
 NEWTON FINANCIAL CONSULTING, Inc.

 【代表者の役職氏名】
 代表取締役社長 山岸 英樹

 【本店の所在の場所】
 東京都新宿区新宿五丁目17番18号

【電話番号】 03-6233-0300

【事務連絡者氏名】 管理本部長 牧瀬 正典

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿五丁目17番18号

【電話番号】 03-6233-0352

【事務連絡者氏名】 管理本部長 牧瀬 正典

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 199,999,104円

【安定操作に関する事項】 該当事項はございません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

# 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	100,806株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1.上記普通株式(以下「本株式」といいます。)は、2018年10月12日開催の当社取締役会決議により発行を決議しております。
  - 2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3.本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(2005年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

# 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

( ) = =================================					
区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)		
株主割当	-	-	-		
その他の者に対する割当	100,806	199,999,104	-		
一般募集	-	-	-		
計 (総発行株式)	100,806	199,999,104	-		

- (注)1.本株式の募集は第三者割当の方法によります。
  - 2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

#### (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金	払込期日
1,984	-	100株	2018年10月29日	-	2018年10月29日

- (注)1.第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
  - 2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
  - 3.申込み及び払込みの方法は、申込期間内に当該株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
  - 4.申込期間内に当社及び割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティン グ 管理本部	東京都新宿区新宿五丁目17番18号

#### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行株式会社 大手町支店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

## 3【株式の引受け】

該当事項はございません。

## 4【新株発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額 (円)
199,999,104	-	199,999,104

(注) 新株発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

#### (2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

# 第2【売出要項】

該当事項はございません。

# 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

#### a . 割当予定先の概要

名称	山岸 英樹
住所	東京都目黒区
職業の内容	当社代表取締役社長

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	持株保有数は100,691株。議決権割合は0.55%であります。(注)
人事関係	当社代表取締役であり、関連当事者であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	2017年8月31日付当社第三者割当による自己株式の処分49,999,737円(29,291株)を引き受けております。

(注) 出資関係は2018年3月31日現在におけるものであります。

#### c . 割当予定先の選定理由

割当予定先の山岸英樹は、当社の代表取締役であります。割当前の大株主の状況において、株式会社光通信の議決権比率が、72.66%であり、代表取締役社長である山岸英樹の議決権比率が0.55%にとどまっていることから、今回、当社の自己株式を割り当てることによって、より経営執行責任の明確化と、今後の業績向上への貢献意欲が図れること、株主との利害関係の共有化を図ることで、株主価値の最大化と企業価値の向上につながるものと判断し、山岸英樹を割当予定先として選定いたしました。

## d . 割り当てようとする株式の数

山岸 英樹 100,806株

#### e . 株券等の保有方針

割当予定先からは、本自己株式処分により取得する株式について、中長期的に保有する方針であることを確認しております。なお、当社は、割当予定先から、本自己株式処分により取得した株式について、払込期日より2年以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

#### f . 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、新たな借入金を原資として本自己株式処分の払込期日に全額を払い込むことの確約を得ており、本自己株式処分に係る払込みについては確実性があるものと判断しております。

#### g . 割当予定先の実態

割当予定先である山岸英樹は当社の代表取締役社長であり、反社会的勢力との関係を一切有していないことを本人との面談により直接確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はございません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の直前6か月間(2018年4月12日から2018年10月11日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社終値の平均値である2,203円(円未満切り捨て)の10%を割り引いて1,984円としております。かかる株価を採用することにいたしましたのは、同直前6か月間の平均値である2,203円(円未満切り捨て)とすると、本日時点における当社株価の状況と比較して高額すぎるのに対して、10%の割引を行ったとしても、直前営業日の終値である1,786円(乖離率11.08%)と比較して高額であり、かつ、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前 1 か月間(2018年9月12日から2018年10月11日まで)の当社株式の終値の平均値である1,935円(円未満切り捨て)との乖離率2.53%、同直前 3 か月間(2018年7月12日から2018年10月11日)の終値の平均値である2,102円(円未満切り捨て)との乖離率 5.61%、同直前 6 か月間(2018年4月12日から2018年10月11日)の終値の平均値である2,203円(円未満切り捨て)との乖離率 9.94%であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員(3名、うち2名は社外監査役)が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の処分数量100,806株の発行済株式総数(19,107,000株、2018年6月30日現在)に占める割合は0.53%(議決権比率は0.56%)であるため、株式の希薄化の程度及び流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、当社は、割当予定先から、本自己株式処分により取得した株式について、払込期日より2年以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。そのため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分数量および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はございません。

# 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所 有株式数 (株)	割当前の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権 対 議決 る所 の 議 決 権 数 に る り 権 数 に る り を し く を り を り く の り る り る り る り 。 り る り 。 り り り り り り り り
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋1丁目4-10	13,184,700	72.66	13,184,700	72.25
SBI Ventures Two株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	2,754,000	15.18	2,754,000	15.09
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	1,068,000	5.89	1,068,000	5.85
NFC従業員持株会	東京都新宿区新宿 5 丁目17-18	208,100	1.15	208,100	1.14
山岸 英樹	東京都目黒区	100,691	0.55	201,497	1.10
増田 利光	静岡県焼津市	134,400	0.74	134,400	0.74
増田 幸太郎	神奈川県横浜市港北区	54,000	0.30	54,000	0.30
資産管理サービス信託銀行株式 会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	47,400	0.26	47,400	0.26
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目8-11	43,100	0.24	43,100	0.24
PHILLIP SECURITIES CLIENTS (RETAIL)	東京都中央区日本橋兜町4-2	31,800	0.18	31,800	0.17
計	-	17,626,191	97.13	17,726,997	97.15

- (注) 1.「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2018年3月31日時点 の株主名簿上の株式数によって算出しております。
  - 2.「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
  - 3.「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本株式に係る議決権数を加えた数で除して算出しております。
- 6【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はございません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はございません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はございません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はございません。

# 第二部【公開買付けに関する情報】

# 第1【公開買付けの概要】

該当事項はございません。

## 第2【統合財務情報】

該当事項はございません。

# 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はございません。

# 第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年10月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2018年10月12日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年10月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

#### (2018年6月29日提出臨時報告書)

1 提出理由

2018年6月28日開催の当社第19回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 2018年6月28日

## (2) 当該決議事項の内容

議案 取締役4名選任の件

取締役として、山岸英樹、山縣正則、竹之内洋右、三木脩平を選任する。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
議案					
山岸 英樹	160,461	1,169	0	(注)	可決 99.276
山縣 正則	161,545	85	0		可決 99.947
竹之内 洋右	161,535	95	0		可決 99.941
三木 脩平	161,544	86	0		可決 99.946

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決 権の過半数の賛成による。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の 集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当 日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

## 3 自己株式の取得状況等について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第19期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年10月12日)までの間において、下記の自己株券買付状況報告書を提出しております。

(2018年7月2日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

- 1 取得状况
  - (1) 株主総会決議による取得の状況 該当事項はありません。
  - (2) 取締役会決議による取得の状況

2018年6月30日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2018年5月17日)での決議状況 (取得期間 2018年5月18日~2018年8月31日)	100,000		200,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	6月8日	500	1,100,000
	6月11日	1,000	2,200,000
	6月12日	500	1,100,000
	6月13日	900	1,980,000
	6月15日	1,300	2,859,700
	6月18日	900	1,980,000
	6月19日	1,000	2,200,000
	6月20日	1,500	3,300,000
	6月21日	800	1,760,000
	6月22日	3,200	7,038,800
計	- 11,600		25,518,500
報告月末現在の累計取得自己株式		11,600	25,518,500
自己株式取得の進捗状況(%)		11.60	12.76

2 処理状況 該当事項はありません。

3 保有状況

2018年6月30日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	19,107,000
保有自己株式数	971,704

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2018年8月1日提出の自己株券買付状況報告書) 株式の種類 普通株式

- 1 取得状況
  - (1) 株主総会決議による取得の状況 該当事項はありません。
  - (2) 取締役会決議による取得の状況

2018年7月31日現在

区分	株式数(株)		価額の総額(円)
取締役会(2018年5月17日)での決議状況 (取得期間 2018年5月18日~2018年8月31日)	100,000		200,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	7月3日 500		1,099,500
	7月4日	100	220,000
	7月6日	1,200	2,638,200
	7月11日	400	880,000
	7月23日	400	880,000
	7月24日	400	880,000
	7月25日	600	1,320,000
	7月26日	1,500	3,300,000
	7月31日	400	880,000
計	-	5,500	12,097,700
報告月末現在の累計取得自己株式		17,100	37,616,200
自己株式取得の進捗状況(%)	17.10		18.81

2 処理状況 該当事項はありません。

3 保有状況

2018年7月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)	
発行済株式総数	19,107,000	
保有自己株式数	977,204	

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

(2018年9月3日提出の自己株券買付状況報告書)

株式の種類 普通株式

- 1 取得状況
  - (1) 株主総会決議による取得の状況 該当事項はありません。
  - (2) 取締役会決議による取得の状況

2018年8月31日現在

区分	株式数	(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年5月17日)での決議状況 (取得期間 2018年5月18日~2018年8月31日)		100,000	200,000,000
報告月における取得自己株式(取得日)	8月3日	100	220,000
	8月6日	600	1,320,000
	8月7日	500	1,100,000
	8月8日	700	1,540,000
	8月9日	1,000	2,200,000
	8月10日	1,100	2,418,700
	8月13日	2,900	6,339,900
	8月14日	2,900	6,379,100
	8月15日	2,900	6,379,000
	8月16日	2,900	6,375,400
	8月17日	2,900	6,378,200
	8月20日	3,600	7,914,600
	8月21日	3,600	7,919,000
	8月22日	3,600	7,913,000
	8月23日	3,600	7,879,900
	8月24日	3,600	7,822,900
	8月27日	4,700	10,212,200
計	-	41,200	90,311,900
報告月末現在の累計取得自己株式		58,300	127,928,100
自己株式取得の進捗状況(%)		58.30	63.96

2 処理状況 該当事項はありません。

3 保有状況

2018年 8 月31日現在

報告月末日における保有状況	株式数(株)	
発行済株式総数	19,107,000	
保有自己株式数	1,018,404	

(注) 保有自己株式数には、単元未満株式の買取請求により取得した自己株式を含んでおります。

# 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	 2017年 4 月 1 日 2018年 3 月31日	2018年 6 月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第1四半期)	 2018年 4 月 1 日 2018年 6 月30日	2018年 8 月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規程する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

# 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はございません。

# 第六部【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はございません。

中村 太郎

有価証券届出書(組込方式)

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年 6 月28日

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

取締役会 御中

# 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大谷 秋洋 業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士

土屋 光輝 業務執行社員

## <財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられて いる株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度 の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結 キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連 結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明するこ とにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準 は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサル ティング及び連結子会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及び キャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの2018年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングが2018年3月31日現在の財務報告に係る内部 統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部 統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示して いるものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2018年6月28日

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大谷 秋洋

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中村 太郎

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 土屋 光輝

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの2017年4月1日から2018年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の 経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年8月10日

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング 取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宍戸 通孝 印業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 英紀 印業務 執行 社員 公認会計士 川村 英紀 印

指定有限責任社員 公認会計士 土屋 光輝 印業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2018年4月1日から2018年6月30日まで)に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。